

# 前橋市公立保育所の再整備基本方針(素案)

令和5年 月

前橋市

## 目次

1	前橋市公立保育所のあり方の検討について	1
2	本市の状況について	2
(1)	就学前児童数	2
(2)	保育所（園）及び認定こども園と入所児童	2
3	保育提供区域と保育関係施設の分布について	3
(1)	保育提供区域	3
(2)	提供区域ごとの保育関係施設の分布	4
(3)	提供区域ごとの公立保育所の状況	5
4	提供区域ごとの保育関係施設申込者等の状況について	6
(1)	提供区域ごとの保育関係施設への申込者数と利用定員	6
(2)	0歳児における保育ニーズと将来予測	7
5	公立保育所の役割について	8
(1)	地域における子育て支援拠点としての役割	8
(2)	保育の質を確保する役割	8
(3)	セーフティネットとしての役割	8
6	公立保育所の再整備について	9
(1)	地区割の見直し	9
(2)	地区ごとの児童数の状況	10
(3)	地区ごとの公立保育所の状況	11
(4)	再整備の基本的な考え方	12
ア	存続	13
イ	統合	13
ウ	閉所	13
エ	民営化	13
オ	認定こども園化	13
(5)	再整備対象施設	14

## 1 前橋市公立保育所のあり方の検討について

本市では、これまでに、公立保育所のあり方について検討するため、平成15年5月に「前橋市立保育所民営化検討委員会」を設置し、全7回にわたり協議及び検討を行った。また、平成27年9月には「前橋市公立保育所のあり方検討委員会」を設置し、5回に渡る協議を経て報告書を取りまとめている。

このことを受けて、平成28年12月に「前橋市公立保育所のあり方検討委員会報告書に対する前橋市の方針」を定めており、その中で「公立保育所は3歳未満児の保育ニーズを満たすよう努めるとともに、将来的に子どもの数が減少した場合においては、市内の施設が供給過剰とならないように、前述の民営化等の考えも含め保育関係施設の調整機能としての役割を持たせることも必要に応じて検討することとします。」としている。

このことについて、現在、市では第二期前橋市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）に基づいた令和6年度までの事業計画期間において、児童に対してより良い教育・保育を提供するために各種施策を実施しているところである。

本書では、以下「今後の少子化の進捗と施設の老朽化の状況を踏まえた公立保育所のあり方」に焦点を絞り、公立保育所の統廃合等について中長期的な基本方針を示すこととする。

### ■過去の公立保育所のあり方に関する検討等の経緯(主なもの)

平成15年	5月	前橋市立保育所民営化検討委員会設置（計7回開催）
平成16年	12月	市町村合併（大胡町、宮城村、粕川村）により、粕川保育所を編入 公立保育所22所に
平成19年	4月	上陽保育所民営化※1 公立保育所21所に
平成20年	4月	北保育所※2、第五保育所民営化※3 公立保育所19所に
平成21年	4月	石倉保育所※4、木瀬保育所民営化※5 公立保育所17所に
平成21年	5月	市町村合併（富士見村）により富士見保育所を編入 公立保育所18所に
平成27年	9月	前橋市公立保育所のあり方検討委員会設置（計5回開催）
平成28年	12月	前橋市公立保育所のあり方検討委員会報告書に対する前橋市の方針策定
平成30年	4月	第四保育所※6、総社保育所※7民営化 公立保育所16所に

※1 現 SuruSu 上陽こども園

※2 現あおぞら北

※3 現ろっくひよこプリスクール

※4 現石倉保育園

※5 現共愛学園こども園

※6 現大手町くりの木保育園

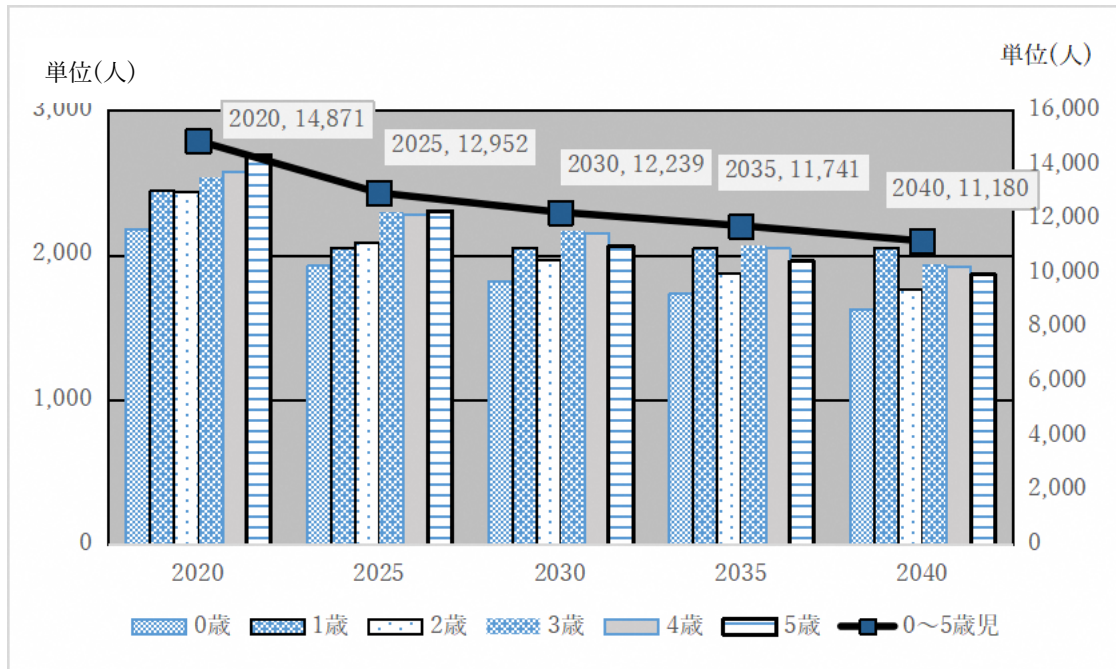
※7 現総社保育園

## 2 本市の状況について

### (1) 就学前児童数

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30(2018)）年推計」において、事業計画を策定した令和 2 年度から令和 22 年度までの本市の就学前児童の人口推計については、グラフ 1 のとおりである。グラフから見て取れるとおり、歳児ごとにばらつきはあるものの全体的には人口減少社会を反映し、減少傾向で推移すると予測される。

グラフ 1 前橋市内就学前児童数の歳児別推移



(国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30(2018)）年推計」から)

### (2) 保育所（園）及び認定こども園と入所児童

本市では、平成 27 年の子ども・子育て支援新制度以後、認定こども園へ移行する施設が増加したため、認定こども園は令和 4 年には平成 29 年の 37 か所から 50 か所と増加傾向にある一方、保育所（園）の施設数は認定こども園への移行により減少傾向にある。

また、近年の就労世帯の増加といった社会的な背景から家庭において必要な保育を受けることが困難なために、保育所（園）及び認定こども園（以下「保育関係施設」という。）を利用する子どもが増えている。

市内の入所児童数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を考慮する必要があるが、表 1 に示すとおり平成 31 年 3 月の 11,360 人をピークに減少しており、将来的にも少子化の影響により減少傾向となることが推察される。

表 1 市内における保育関係施設の状況

区分		平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	
公立保育所	施設数（か所）	18	18	16	16	16	
	定員（人）	2,080	2,080	1,720	1,720	1,720	
	入所児童数（人）	1,821	1,766	1,571	1,534	1,499	
	充足率※（％）	87.5%	84.9%	91.3%	89.2%	87.2%	
私立保育園	施設数（か所）	27	25	24	23	21	
	定員（人）	2,475	2,300	2,240	2,025	1,805	
	入所児童数（人）	2,738	2,465	2,372	2,126	1,884	
	充足率※（％）	110.6%	107.2%	105.9%	105.0%	104.4%	
認定こども園	施設数（か所）	37	43	47	48	50	
	定員（人）	1号	3,118	3,372	3,421	3,180	2,973
		2・3号	3,064	3,595	4,291	4,687	5,198
	入所児童数（人）	1号	2,993	2,784	2,775	2,448	2,038
		2・3号	3,318	3,856	4,645	5,087	5,488
	充足率※（％）	1号	96.0%	82.6%	81.1%	77.0%	68.6%
2・3号		108.3%	107.3%	108.2%	108.5%	105.6%	
合計	施設数（か所）	82	86	87	87	87	
	定員（人）	1号	3,118	3,372	3,421	3,180	2,973
		2・3号	7,619	7,975	8,251	8,432	8,723
		合計	10,737	11,347	11,672	11,612	11,696
	入所児童数（人）	1号	2,993	2,784	2,775	2,448	2,038
		2・3号	7,877	8,087	8,588	8,747	8,871
		合計	10,870	10,871	11,360	11,195	10,909
	充足率※（％）	1号	96.0%	82.6%	81.1%	77.0%	68.6%
2・3号		103.4%	101.4%	104.1%	103.7%	101.7%	

※充足率とは、定員に対する入所児童数の割合

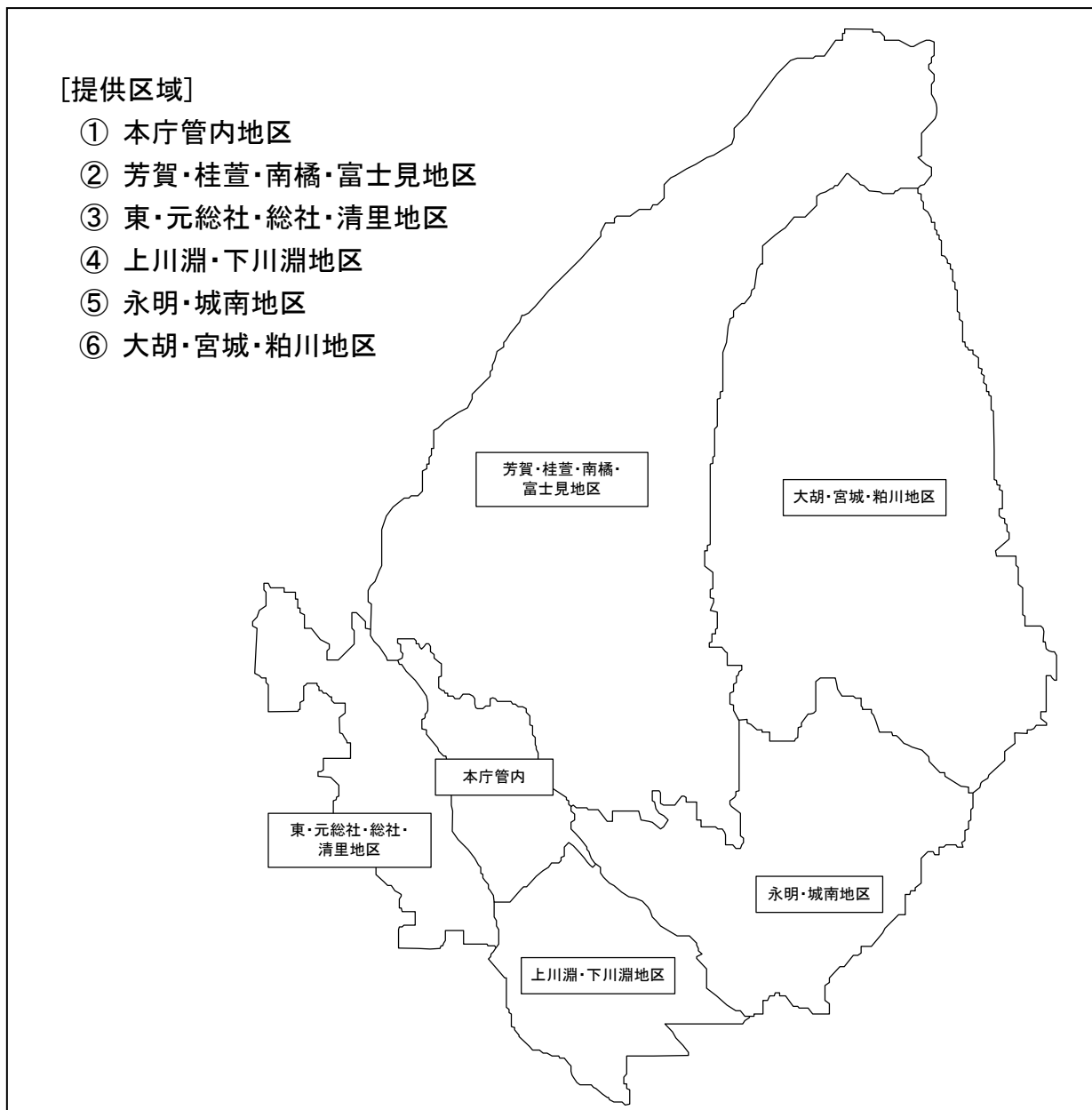
（1号は各年4月1日現在の入所児童数。2・3号は各年3月1日現在の入所児童数）

### 3 保育提供区域と保育関係施設の分布について

#### (1) 保育提供区域

保育提供区域（以下「提供区域」という。）は、子ども・子育て支援法第61条において「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」と示されている。本市では、事業計画において、提供区域を地図1のように6区域に分けて定めている。

地図1 提供区域の種類

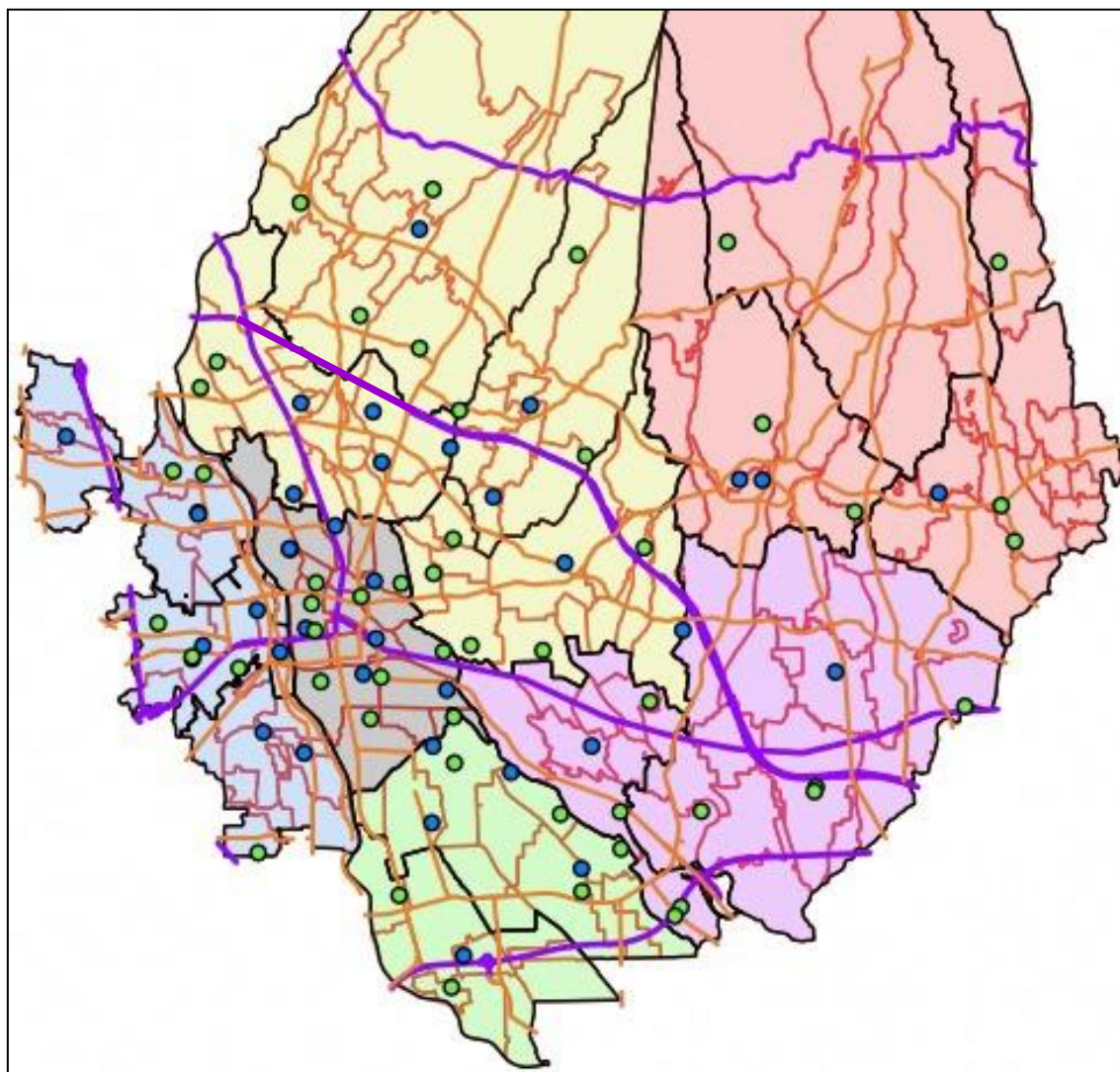


## (2) 提供区域ごとの保育関係施設の分布

地図2は、提供区域ごとに地図を色分けしており、保育関係施設の分布を示すものである。なお、図の中の「●」は保育所・園、「●」は認定こども園の位置を示す。

本市では、国の子ども・子育て支援新制度が平成27年度に開始されて以後、市内の多くの保育所・園や幼稚園が認定こども園へ移行しており、令和4年4月時点において保育所・園が36施設、認定こども園が50施設、給付型幼稚園が1施設となっている。施設の位置は、人口分布に合わせて配置されているほか、保護者の利便性を考え、企業や行政機関が集まる本庁管内地区といった市内中心部に多く配置されている状況を見てとることができる。

地図2 保育所・園及び認定こども園の分布図



**(3) 提供区域ごとの公立保育所の状況**

本市では、これまで上陽保育所、北保育所、第五保育所、石倉保育所、木瀬保育所、第四保育所及び総社保育所を民営化した経緯があり、令和4年4月1日時点で公立保育所は16施設となっている。表2は、各提供区域における公立保育所の分布状況を示すものである。

表2 提供区域別の公立保育所の分布表

令和4年4月1日時点

番号	保育提供区域	施設名称				
		第一保育所	第二保育所	第三保育所		
①	本庁管内	第一保育所	第二保育所	第三保育所		
②	芳賀・桂萱・南橋・富士見	芳賀保育所	桂萱保育所	南橋保育所	富士見保育所	細井保育所
③	東・元総社・総社・清里	東保育所	元総社保育所	清里保育所		
④	上川淵・下川淵	上川淵保育所	下川淵保育所	広瀬保育所		
⑤	永明・城南	荒砥保育所				
⑥	大胡・宮城・粕川	粕川保育所				

#### 4 提供区域ごとの保育関係施設申込者等の状況について

##### (1) 提供区域ごとの保育関係施設への申込者数と利用定員

近年の施設整備によるものや、平成27年度以後、それまで保育園や幼稚園として運営してきた施設の多くが認定こども園へ移行したこと等により、提供区域ごとの保育関係施設の数が増えており、表3の各提供区域の申込者数と利用定員（以下「定員」という。）を考察すると、前橋市全体（6区域）において申込者数を定員が上回っており、各提供区域において保育ニーズに対しての受け皿の確保がされている。

しかし、歳児別に提供区域ごとの申込者数と定員を考察すると、「芳賀・桂萱・南橋・富士見」地区及び「東・元総社・総社・清里」地区において、0歳児、1歳児、2歳児の定員に対する申込者数の割合（以下「提供割合」という。）が100%を超えており、申込者に対する定員が足りていない状況である。また、「上川淵・下川淵」地区の0歳児、「大胡・宮城・粕川」地区の0歳児、1歳児でも同様の状況となっている。

このようなことから、市内全体では、保育ニーズに対する受け皿の確保がされているが、歳児ごとの保育ニーズに対する受け皿の整備状況を考察すると、まだ施設整備等による受け入れ枠を拡充させる必要がある地区が存在することがわかる。

表3 各提供区域の申込者数と利用定員

令和4年4月1日時点

提供区域		本庁管内	芳賀・桂萱・南橋・富士見	東・元総社・総社・清里	上川淵 下川淵	永明 城南	大胡・宮城・粕川	前橋市全体
施設 関係 数係	公立保育所	3	5	3	3	1	1	16
	民間保育園	5	5	6	1	1	2	20
	認定こども園等	9	15	6	7	8	6	51
	合計	17	25	15	11	10	9	87
提供区域		本庁管内	芳賀・桂萱・南橋・富士見	東・元総社・総社・清里	上川淵 下川淵	永明 城南	大胡・宮城・粕川	前橋市全体
申込者数 ①	0歳児	93	233	176	81	126	66	775
	1歳児	151	373	321	145	213	127	1,330
	2歳児	189	446	333	181	222	135	1,506
	3歳以上児	626	1,519	1,111	586	755	492	5,089
	合計	1,059	2,571	1,941	993	1,316	820	8,700
定員 ②	0歳児	152	127	138	62	142	64	685
	1歳児	277	334	246	200	215	112	1,384
	2歳児	320	438	273	227	242	142	1,642
	3歳以上児	1,411	2,331	1,333	1,281	1,193	602	8,151
	合計	2,160	3,230	1,990	1,770	1,792	920	11,862
（者定員に対する申込者数） ①の割合 ②の割合 ①②の合計	0歳児	61.2%	183.5%	127.5%	130.6%	88.7%	103.1%	113.1%
	1歳児	54.5%	111.7%	130.5%	72.5%	99.1%	113.4%	96.1%
	2歳児	59.1%	101.8%	122.0%	79.7%	91.7%	95.1%	91.7%
	3歳以上児	44.4%	65.2%	83.3%	45.7%	63.3%	81.7%	62.4%
	合計	49.0%	79.6%	97.5%	56.1%	73.4%	89.1%	73.3%

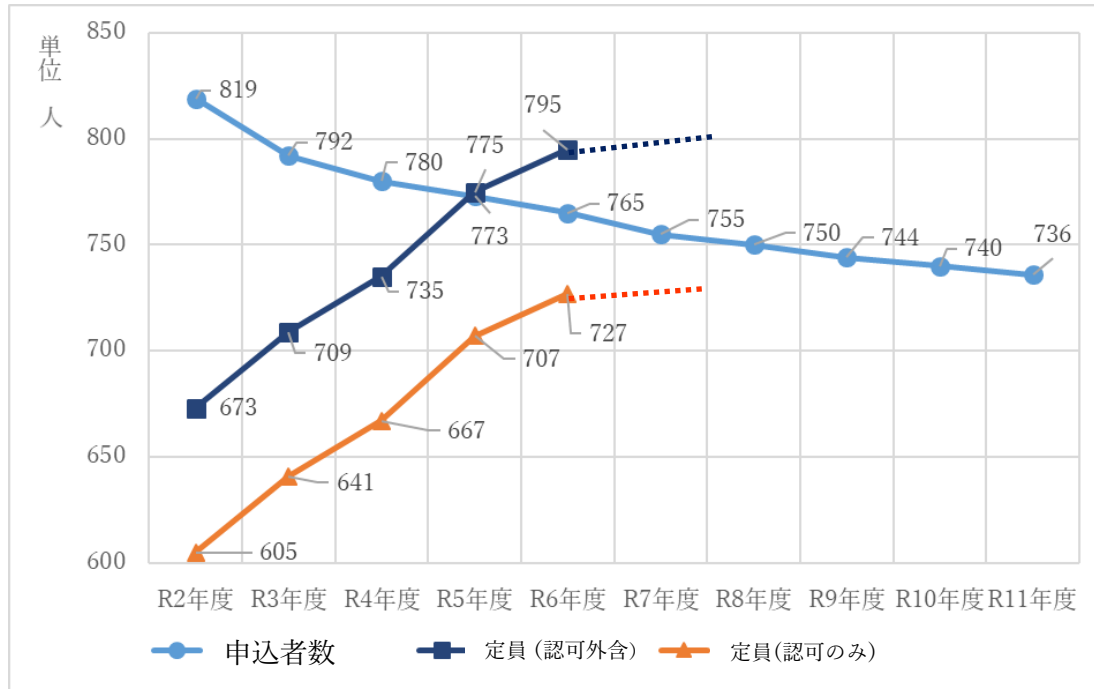
※申込者数は、申込者の居住地で提供区域ごとに集計。保育関係施設や企業主導型保育事業等を利用する2、3号認定子ども（令和4年度中に育休明けでの入所予定者含む。）



## (2) 0歳児における保育ニーズと将来予測

グラフ2は、前橋市内でも複数の提供地区において提供割合が100%を超えている0歳児の今後の申込者数と定員の見込みについて示したものである。

グラフ2 0歳児における申込者数と定員の推移



※申込者数、定員（認可外含）及び定員（認可のみ）の令和6年度までの数値は、事業計画に基づくもの。また、令和7年度以後の申込者数は、平成30年度に実施したニーズ調査結果と人口推計値（国立社会保障・人口問題研究所）により算出した参考値とする。

なお、定員は、事業計画に基づく整備目標定員を示す。定員（認可のみ）は、定員（認可外含）から認可外保育施設を除いた、認可保育施設の整備目標定員を示す。

グラフ2に示すとおり、事業計画に基づき、計画期間である令和6年度までに施設整備等による受入れ枠を拡大していくことにより、令和5年度には、グラフ上では定員（認可外含）が申込者数を充足する見込みとなる。

一方で、「定員（認可のみ）」の折れ線が示すとおり、認可保育施設のための定員では、申込者数に対してその数が不足する見込みであり、保護者が希望する施設に入所可能な状況ではないといえる。ただし、人口推計値（国立社会保障・人口問題研究所）では、申込者数は徐々に減少していくことが見込まれることから、事業計画に基づく施設整備等による受け入れ枠の拡大も将来的には見直すことが必要な時期が来ることが推察される。

そのため、「前橋市公立保育所のあり方検討委員会報告書に対する前橋市の方針」でも述べられているように、将来的に子どもの数が減少した場合においては、市内の施設が供給過剰とならないように、保育関係施設の調整機能としての役割を持たせることも必要とされていることから、提供地区ごとで異なる保育ニーズの充足状況を見極めながら公立保育所の統廃合等を検討する必要がある。

## 5 公立保育所の役割について

### (1) 地域における子育て支援拠点としての役割

平成27年度の前橋市公立保育所のあり方検討委員会報告書とそれに対する前橋市の方針の内容に基づき、公立保育所は引き続き地域の子育て支援の核としての役割を担うこととする。

具体的には、地域の小学校や高齢者施設と交流等を行うことや、保育関係施設及び幼稚園と小学校が、意見や情報交換の場として実施する「保幼小連携地区ブロック研修会」を通じて地域における施設間連携の強化に努める。また、保育所に在籍する家庭に対しても、在籍しない家庭に対しても、等しく地域の子育て支援を充実させる。

### (2) 保育の質を確保する役割

公立保育所間での連携を強化し、スキル、知識、経験を共有することで保育の質を向上させるとともに、民間の保育関係施設とも連携することで市全体の保育の質を向上させる役割を担うこととする。

また、幼児教育センターが主体となっている、保育関係施設、幼稚園及び小学校を交えたブロック別の会議や活動を参考に、保育に特化した研修会や交換会を実施することにより、各保育関係施設において抱える課題等の解決を図る。

### (3) セーフティネットとしての役割

様々な事情を持つ家庭の児童を分け隔てなく受け入れ、保育サービスを提供する。特に、公立保育所の障害児支援・受入体制を充実させるために平成22年度から実施してきた障害児保育検討会や障害児保育向上研究会における保育士の障害児への関わり方の検討内容、実際に受け入れをしてきた経験の積み重ねに基づき、障害児や気になる児童（いわゆるグレーゾーンの児童）への支援を充実させる。

また、令和3年9月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行されたことにより、公立保育所においても日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童やその家族への支援を行っていくための専門的知識や支援方法の習得、受け入れ体制の整備などに取り組んでいくことが必要となる。

さらに、本市の保健師と連携を密に図り、例えば障害児や気になる児童への個別の支援から虐待が疑われる家庭や養育支援が必要と思われる家庭に対しても積極的に必要に応じた支援や相談などを実施することにより、虐待の未然防止や養育環境の改善を図る。

## 6 公立保育所の再整備について

2頁のグラフ1で示しているように、本市の就学前児童数は、将来的には徐々に減少していくことが見込まれており、市域全体として保育関係施設を利用する児童数が減少することにより、受入れ施設側の供給過剰となることが想定される。公立保育所は、市内施設が供給過剰となった場合には、保育関係施設の調整機能としての役割を担うこととされていることから、この章では、前章でも触れた公立保育所の役割、また、全16施設で老朽化が進んでいる点などを中心に公立保育所の再整備について考察していく。

### (1) 地区割の見直し

5頁にある表2では、各提供区域における公立保育所の分布状況を示しているが、事業計画で定める提供区域内に点在する公立保育所を見ると、「永明・城南」、「大胡・宮城・粕川」地区では、1か所、「芳賀・桂萱・南橋・富士見」では、5か所であり、地区により施設数が偏る状況となっている。地域における子育て支援拠点としての役割をどの公立保育所がどのように担っていくかなどの検討をするためには、それぞれの施設で、その規模などが異なることから同地区内に公立保育所が複数存在することが望ましいと考える。このことから事業計画で定める提供区域ではなく、平成15年保育所民営化検討委員会において検討された次の5地区（中央地区、西部地区、東部地区、北部地区、南部地区）を参考として、公立保育所の状況を見ていくこととする。

地図3 地区割

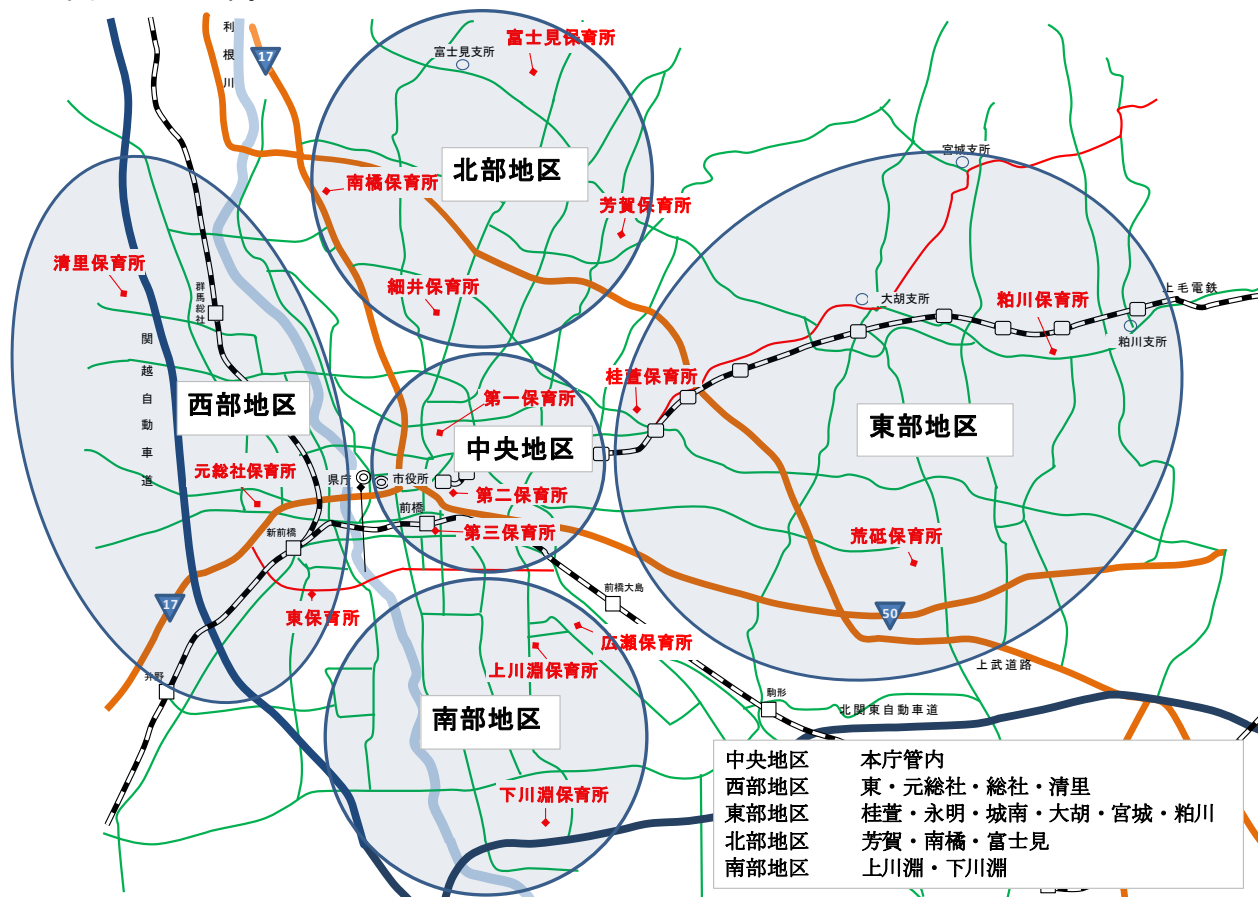


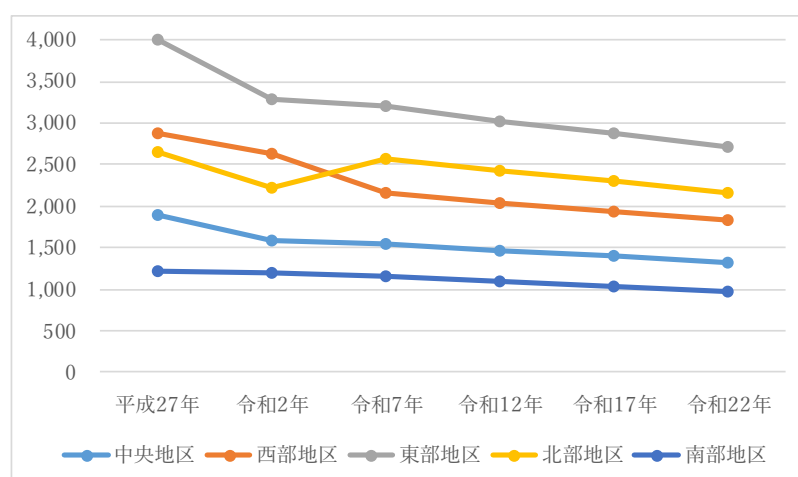
表 4 地区に存在する公立保育所

地区	施設名称
中央	第一保育所、第二保育所、第三保育所
西部	元総社保育所、清里保育所、東保育所
東部	桂萱保育所、荒砥保育所、粕川保育所
北部	南橘保育所、芳賀保育所、細井保育所、富士見保育所
南部	上川淵保育所、下川淵保育所、広瀬保育所

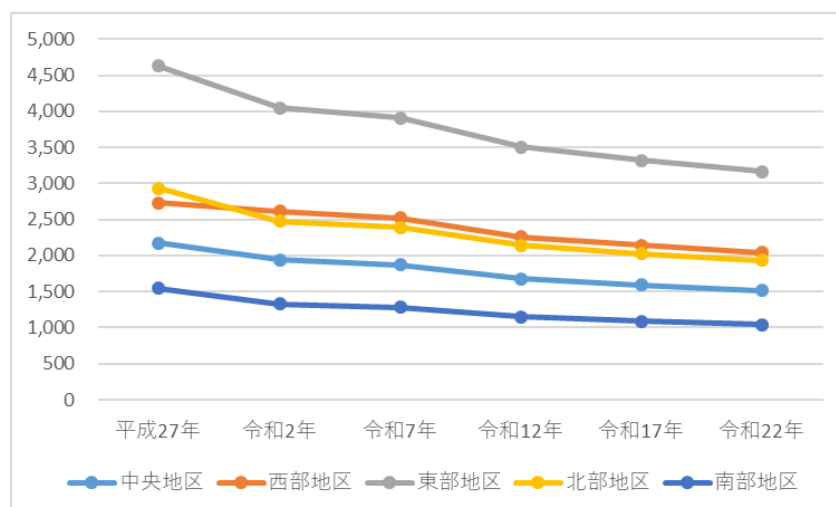
## (2) 地区ごとの児童数の状況

グラフ 3 及びグラフ 4 では、各地区における将来的な 0 歳～4 歳児及び 5 歳～9 歳児の数の推移を表している。地区ごとにばらつきはあるものの、本市の就学前児童数同様に緩やかな減少傾向が見られる。

グラフ 3 地区ごとの 0～4 歳児数の推移



グラフ 4 地区ごとの 5～9 歳児数の推移



※平成 27 年、令和 2 年は、国勢調査の数値を採用。令和 7 年以後は、国立社会保障・人口問題研究所の数値に R2 国勢調査の数値（市内総数）に占める各地区の数値から割合を乗じ推計値を算出

### (3) 地区ごとの公立保育所の状況

表5は、公立保育所を地区ごとに建築年数の長い順に並べて示したものである。旧耐震基準にある全ての公立保育所が耐震診断及びそれに伴う必要な補強を済ませており、躯体の耐震性は保たれているものの、全16施設のうち、建築年数が40年を経過し、「躯体・構造」における改修周期を経過している施設が半数以上の9施設となっており、施設の老朽化が進んでいる状況である。

表5 公立保育所一覧

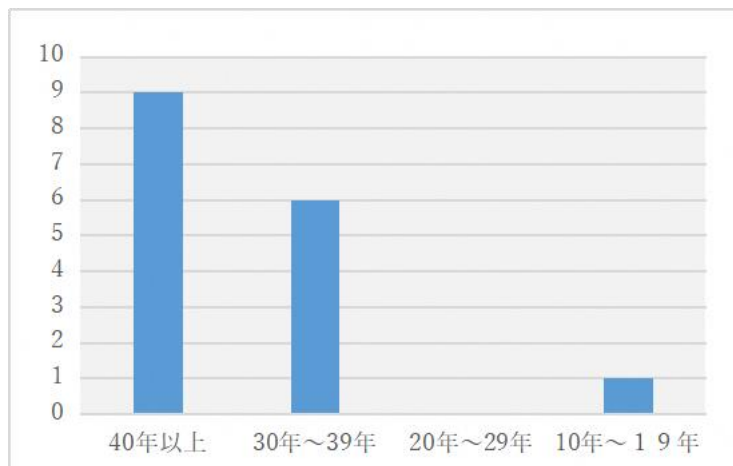
地区	保育所名	建築年数(年)	階数	延床面積 (単位:㎡)	構造	定員(単位:人)		
						3歳未満	3歳以上	合計
中央	第三保育所	48	2階建	852.84	鉄筋コンクリート	50	70	120
	第一保育所	46	2階建	762.13	鉄筋コンクリート	40	60	100
	第二保育所	42	2階建	705.54	鉄筋コンクリート	15	35	50
西部	東保育所	45	2階建	802.50	鉄筋コンクリート	35	115	150
	清里保育所	40	平屋建	506.30	鉄筋コンクリート	-	60	60
	元総社保育所	35	2階建	647.64	鉄筋コンクリート	30	60	90
東部	荒砥保育所	43	2階建	956.19	鉄筋コンクリート	30	70	100
	桂萱保育所	30	平屋建	724.70	鉄筋コンクリート	30	60	90
	粕川保育所	18	平屋建	919.04	木造	30	60	90
北部	芳賀保育所	42	2階建	911.67	鉄筋コンクリート	30	60	90
	細井保育所	41	2階建	898.19	鉄筋コンクリート	40	70	110
	南橋保育所	36	平屋建	973.35	鉄筋コンクリート	50	110	160
	富士見保育所	31	平屋建	1,205.42	鉄筋コンクリート	60	110	170
南部	広瀬保育所	48	2階建	770.14	鉄筋コンクリート	40	70	110
	下川淵保育所	39	2階建	778.69	鉄筋コンクリート	42	78	120
	上川淵保育所	37	平屋建	752.52	鉄筋コンクリート	40	70	110

※建築年数は令和4年3月時点

※市有建築物の目標使用年数は鉄筋コンクリート造65年、木造48年

※「躯体・構造」における対象部位別改修周期は鉄筋コンクリート造40年、木造24年

グラフ5 公立保育所建築年数別施設数



#### (4) 再整備の基本的な考え方

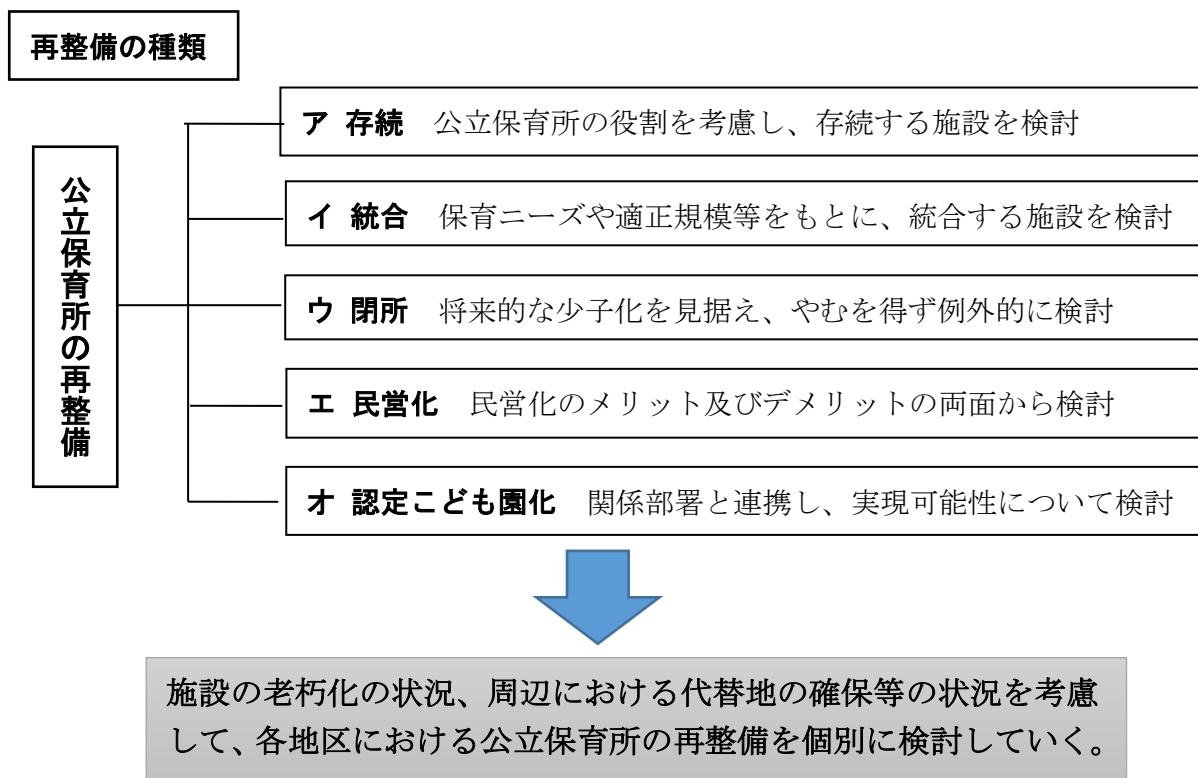
6頁の表3から考察すると、依然として3歳未満児の保育ニーズは高く、定員を増やす必要のある地区があるものの、本市における将来的な就学前児童数は、2頁のグラフ1において示しているとおりに減少傾向にある。また、認可外保育施設を含めた定員は、7頁のグラフ2に示したとおりに、令和5年度以後は申込者数を充足する見込みとなっている。

このような状況であることから、市内における保育ニーズは、将来的にはある程度充足しつつあると推察することができる。

公立保育所の建築年数は、前頁の表5のとおりに木造の粕川保育所を除く15施設の全てが30年を経過している。そのうち9施設は40年を経過し、躯体等における改修周期を経過しているなど老朽化が顕著であり、必要に応じて施設の改築や長寿命化改修を行う必要がある。

また、3頁の表1を見ると公立保育所の充足率は100%に達していないこともあり、10頁の表4で示した「中央地区」、「西部地区」、「東部地区」、「北部地区」、「南部地区」の地区ごとに保育ニーズや近隣の保育関係施設の定員の充足状況を勘案し、事業計画等との整合を図りながら、施設の老朽化、周辺における代替地の確保等の状況を確認し、存続、統合、閉所、民営化、認定こども園化などを検討していくこととする。その上で、公立保育所を現在の16施設から10～12施設に再編成することとする。

なお、再編成後に存続する施設においては、各地区の保育ニーズに応じた0歳児等の受入れ枠の拡充や医療的ケア児の受入れなどに必要な施設整備等を実施し、地域の子育て支援拠点及びセーフティネットとしての役割を担うものとする。



## ア 存続

平成27年度の前橋市公立保育所のあり方検討委員会報告書とそれに対する前橋市の方針の内容に基づき、地区ごとに各施設の課題及び問題点を整理しながら、地域の子育て支援拠点及びセーフティネットとしての役割を担う施設の検討を行う。また、施設の老朽化などの状況を総合的に勘案し、各地区の保育ニーズに応じて必要な施設整備を計画的に実施する。

## イ 統合

各地区での検討を基本とし、保育ニーズや適正規模等をもとに検討する。また、施設の建築年数や老朽化の状況等を総合的に判断し、統合により効果的に機能の集約化を行う。さらに、存続する施設同様、各地区の保育ニーズに応じて必要な施設整備を計画的に実施する。

## ウ 閉所

地区ごとに保育ニーズや将来的な少子化の進行などをもとに考察を行った結果、やむを得ず例外的に施設の閉鎖の判断をする場合には、児童の処遇に影響がないように行うことはもとより、利用者（保護者）や地元住民等に事前によく説明を行いながら実施する。

## エ 民営化

蓄積された民営化のノウハウを活かすとともに、施設整備における国庫補助制度のメリットを活かし、必要に応じて民間活力も導入して老朽化した施設を建て替えるメリットはある。一方で、民営化以降も民間事業者に対して国の子ども・子育て支援制度等を実施することにより、その事業に対して運営費の補助を行っており、民営化を行っても必ずしも大幅な財政負担の軽減につながるとは言えない面もある。

また、民営化を行っても保育の提供量は変わらないため、保育ニーズが充足している場合には、保育関係施設の調整機能としての役割を果たせないこととなる。

このようなことから、公立保育所の民営化におけるメリット及びデメリットの両面から引き続き検討を行う。

## オ 認定こども園化

国においては、教育・保育ニーズが多様化する中で、総合的な子育て支援策の充実として、幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に関わらず子どもを受け入れることができ、小学校入学時まで同じ環境を提供できるなどの利点を持つ認定こども園の普及を進めている。

本市においても、そのような背景を踏まえて、就学前の子どもに対し、教育と保育の総合的（一体的）な提供を推進するため、公立保育所と公立幼稚園の統合による認定こども園化について、市教育委員会と適宜情報交換をしながら、実現可能性について検討を行う。

## (5) 再整備対象施設

6頁の表3のとおり令和4年4月1日時点において、依然として0歳児や1歳児クラスをはじめとした3歳未満児の保育ニーズに対する施設の受入れ枠が不足している状況であり、希望の施設に入れられない保護者も多い。

そのため、事業計画では計画期間を通じて、子育てをする保護者に「待機児童ゼロであることを実感できるまち」を目指し、教育・保育施設の充実を図ることを計画目標としており、定員が不足している地区において施設整備を行うなど受け入れ枠の拡充を目指すとともに、地区内のみにとらわれずに、異なる地区同士において利用調整を図り、保育ニーズを補完するものとしている。

公立保育所の再整備については、こうした市全体の状況を踏まえ、今後の未就学児童数や保育ニーズの推移、公立保育所としての役割、地域性、施設の老朽化の状況等を考慮し、再整備対象施設の選定や再整備の方法等の検討を進めるなど、その具体化に向けた検討を続けていくこととする。